

(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」策定にあたっての基本的考え方(案)に対して、 みなさまのご意見をお寄せください

都市計画道路は、まちの骨格を形成し、交通施設や都市防災等のさまざまな機能を有する、重要な都市基盤の一つであることから、長期的な視点をもって整備を進めるべきものとして、都市計画法にもとづき定められた道路です。

大阪市では、長期間、事業に未着手となっていた都市計画道路について、平成25年度に、社会経済情勢の変化をふまえて改めて計画を見直し、残る未着手の都市計画道路について、おおむね30年程度での事業着手をめざすこととしました。

これにあわせて、当面10年間の都市計画道路の具体的な整備見通しを示す(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」を策定し公表することで、まちづくりの方向性を示すほか、都市計画道路区域に関係する方々をはじめとしたみなさまへ、都市計画道路整備事業の透明性を高めるとともに、より一層、円滑で効果的・効率的な整備に努めてまいりたいと考えています。

(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」では、平成32年度までの前期5年間と、平成37年度までの後期5年間のそれぞれの期間における、事業中路線の事業継続または完了などの事業の進捗状況、および、新たに事業着手に向け取り組む路線等をお示ししたいと考えており、このたび、その策定にあたっての基本的考え方について、案を作成しました。

今後、みなさまからいただいたご意見を反映した基本的考え方にもとづき検討を行い、平成28年度上半期に(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」を策定し、公表する予定としています。

つきましては、お手数をおかけしますが、みなさまからのご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

『(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」策定にあたっての基本的考え方(案)』をお読みいただき、

1. (仮称)「都市計画道路の整備プログラム」における公表内容
2. 事業中の都市計画道路の整備の進め方(案)
3. 未着手の都市計画道路の整備の進め方(案)
4. その他

に関するご意見をお寄せください。

【募集期間】

平成28年3月30日(水)から平成28年4月30日(土)

※ 募集期間内に必着するようお願いいたします。

【提出方法】

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により受け付けます。

※ 持参の場合は、下記提出先に、平日の午前9時00分から午後5時30分までをお願いします。

※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。

【提出及び問合せ先】

大阪市建設局道路部街路課

住所 : 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階 (電話:06-6615-6745)

FAX : 06-6615-6582

メール : city-planning-road@city.osaka.lg.jp

【ご意見の取扱いなど】

お寄せいただきましたご意見につきましては、後日、ご意見の概要と本市の考え方を公表する予定にしており、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

ご意見をいただきましたみなさまの個人情報、本件以外の目的に使用しないとともに、一切公表しません。